

## 民主党・採用内定取消し規制について

民主党非正規雇用対策 PT 座長 細川律夫

同事務局長 小林正夫

### ○ 民主党「内定取消し規制法案」の提案（労働契約法改正案）。

#### ☆ 採用内定の通知と労働契約との関係

使用者が、労働者になろうとする者に対して、就労に先立ち、採用する旨の通知を発したときは、その時において労働契約が成立したものと推定するものとする。

#### ☆ 内定取消し

- 1 使用者は、労働者の就労開始前における労働契約の解除（以下「内定取消し」という。）をする場合があるときは、あらかじめ、当該労働契約の相手方（以下「内定者」という。）に対し、内定取消しの事由を書面により明示しなければならないものとする。
- 2 内定取消しは、客観的に合理的な理由に基づき、社会通念上相当であると認められる場合でなければ、無効とするものとする。
- 3 内定取消しが行われた場合において、内定者が当該内定取消しの理由について証明書を請求したときは、使用者は、七日以内にこれを交付しなければならないものとする。

### ○ 悪質な内定取消しについて、会社名の公表を求める

採用内定取消しは、学生及び生徒本人並びに家族に計り知れないほどの打撃と失望を与えるとともに、社会全体に対しても大きな不安を与えるものであり、決してあってはならない。政府には、悪質な内定取消しについて、会社名の公表を求める。また、都道府県労働局などの情報提供・助言・指導・あっせん等機能の充実を要請する。事業主には、採用内定取消しを受けた学生や生徒の就職先の確保や補償等に誠実かつ速やかに応じるよう求める。

### ○ 上記政策提案の理由

- ※ 景気が後退する中、「業績が不振なため内定を取り消す」との通知を受けた学生や「経済情勢が激変したため、内定を辞退してほしい」と促されるなど、大学や高校の新規学卒者の内定取消しが続出していると報じられている。
- ※ ハローワークを通じて確認された11月25日現在の採用内定取消し件数は、全国で331人、87ヶ所の事業所となっている。
- ※ 採用内定取消しを受けた学生や生徒にとっては、相談方法や解決方法など、不明かつ不安なことが多いと想定されるが、上記法律の制定により、解雇の場合と同様、客観的に合理的な理由に基づき、社会通念上相当であると認められる場合でなければ、取消しが無効であることがより明確になると考える。

注：採用内定とは、就労をはじめるのが学校卒業直後とされているが、すでに労働契約は成立している。採用内定取消しに関しては最高裁判例も確立し、採用内定の取消事由は「採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実であって、これを理由として採用内定を取り消すことが解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ社会通念上相当として相当として是認することができるものに限られると解するのが相当である」（大日本印刷事件 最高裁昭和54年7月20日第二小法廷判決）とされている。

以上

# 労働契約法の一部を改正する法律案 骨子案

## —内定取消しへの対応—

### 一 採用内定の通知と労働契約との関係

使用者が、労働者になろうとする者に対して、就労に先立ち、採用する旨の通知を発したときは、その時において労働契約が成立したものと推定するものとする。

### 二 内定取消し

- 1 使用者は、労働者の就業開始前における労働契約の解除（以下「内定取消し」という。）をする場合があるときは、あらかじめ、当該労働契約の相手方（以下「内定者」という。）に対し、内定取消しの事由を書面により明示しなければならないものとする。
- 2 内定取消しは、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とするものとする。
- 3 内定取消しが行われた場合において、内定者が当該内定取消しの理由について証明書を請求したときは、使用者は、七日以内にこれを交付しなければならないものとする。

### 三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、一は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、二の1及び3は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 2 所要の経過措置を定めるものとする。